

奈良県告示第三百八号

昭和三十二年九月奈良県告示第四百八十七号（公衆浴場入浴料金の価格）の一部を次のように改正し、令和七年十二月一日から施行する。

令和七年十一月二十一日

第一号の表中「四八〇円」を「五三〇円」に改める。

奈良県知事 山下真